

令和 6 年度

第 1 回

入間市人権教育推進協議会

日 時 : 令和 6 年 8 月 1 日 (木)

午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

会 場 : 入間市庁舎 C 棟 5 階 5 0 3 会議室

次 第

○委嘱状交付式

- 1 開 式
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 事務局紹介
- 6 閉 式

○第 1 回人権教育推進協議会

- 1 開 会
- 2 人権教育推進協議会について
- 3 協議事項
 - (1) 正副会長の選出について
 - (2) 専門部会委員の選出について
 - (3) 広報紙「人権いるま」第 3 号の作成について
- 4 報告事項
 - (1) 令和 6 年度人権教育推進事業計画について
- 5 その他
 - ・今後の会議日程について

第 2 回 令和 6 年 1 1 月 7 日 (木) 午前 1 0 時～1 1 時 3 0 分
市庁舎 4 階 大会議室

- 6 閉 会

入間市人権教育推進協議会委員名簿

任期：令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

No.	氏 名	備 考	新任・再任の別
1	たけだ 武 田 こういち 功 一	知識経験者 高倉小学校長	新任
2	まえはた 前 畑 てつや 哲 也	知識経験者 黒須中学校長	再任
3	たべい 田部井 ひろし 洋	知識経験者 入間向陽高等学校長	再任
4	よしむら 吉 村 だいすけ 大 佑	知識経験者 東町小学校教諭	新任
5	うちやま 内 山 いくお 夫	知識経験者 区長会	新任
6	みつぼし 三 星 ふじこ 富士子	知識経験者 国際交流協会	新任
7	さいとう 斉 藤 としあき 俊 明	知識経験者 商工会	再任
8	きむら 木 村 ひとみ 仁 美	知識経験者 男女共同参画審議会	再任
9	すぎた 梶 田 れいこ 玲 子	知識経験者 所沢人権擁護委員協議会入間支部	新任
10	ささお 笹 尾 あきら 彰	知識経験者	再任
11	わたなべ 渡 辺 みえこ 美恵子	知識経験者	再任
12	よねかわ 米 川 よしこ 好 子	知識経験者	新任
13	みやざわ 宮 澤 せいじ 聖 二	知識経験者 公募	再任
14	おかざき 岡 崎 さちこ 幸 子	知識経験者 公募	再任

入間市人権教育推進協議会事務局名簿

No.	所 属 名	役 職	氏 名
1	教育部	部長	浅 見 泰 志
2	教育部	次長	佐 藤 政 史
3	教育部社会教育課	課長	浅 川 英 雄
4	教育部社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主幹	奥 村 芳 人
5	教育部社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当副主幹	片 寄 智 恵
6	教育部社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主事	山 本 絵 実
7	教育部社会教育課	社会教育指導員	浅 見 信 治
8	教育部学校教育課	教育センター主幹	江 崎 宏 昭
9	市民生活部人権推進課	課長	上 原 久 雄

入間市人権教育推進協議会について

1 入間市人権教育推進協議会規則について

入間市人権教育推進協議会は、人権教育の円滑な推進を図り、明るい地域づくりに寄与するため、入間市人権教育推進協議会規則に基づいて設置しています。

この協議会は、現在14人の委員で組織され、任期は2年です。

(令和6年5月1日～令和8年4月30日)

会長、副会長は、委員の互選により決定します。

会議は教育長が招集することになります。

会議に出席いただいた時は委員に謝礼が支払われますが、後日口座振込とします。

2 謝礼について

会議に出席いただいた時は委員謝礼が支払われます(入間市教育委員会が任命する教育公務員を除く)が、後日口座振込とします。

○支給額(1回あたり)

	委員謝礼
会 長	8,500円
委 員	8,000円

3 会議運営に係る内容について

(1) 委員の席順について

委員の席順は、委員名簿順とします。

(2) 会議録の作成について

会議の内容を記録するため、要点記録による会議録を作成します。

事務局が、会議の経過、決定事項等について記述した会議録を作成し、会長が内容を確認し、署名します。

(3) 会議の公開について

「入間市情報公開条例」及び「入間市審議会等の会議の公開に関する要綱」に

に基づき、会議は、公開するものとします。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではありません。

- ① 法令等に特別の定めがある場合
- ② 不開示情報に該当する事項について審議、審査、調査等をする場合
- ③ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

(4) 会議日程及び会議録の公表

会議の開催の公表については、開催日の2週間前までに、庁舎における掲示等により行います。会議録についても市民の閲覧に供しています。

(5) 人権教育推進協議会委員に係る情報の公開について

委員名簿として外部へ提供して差し支えないものを、あらかじめ確認いただいた上で、作成します。氏名、会長、副会長について掲載します。

(6) 会議の出欠席について

都合により会議を欠席されるときは、事務局にその旨をご連絡ください。

○入間市人権教育推進協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、人権教育の円滑な推進を図り、明るい地域づくりに寄与するため、入間市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（平14教委規則4・平15教委規則1・一部改正）

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議をする。

- (1) 人権教育の計画及び実施に関すること。
- (2) 学校教育、社会教育及び一般行政との連絡調整に関すること。
- (3) 人権教育についての調査、研究、研修会及び講演会の開催に関すること。
- (4) 参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に関すること。

（平14教委規則4・平15教委規則1・平29教委規則1・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもつて組織し、知識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

（平14教委規則4・全改）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平14教委規則4・追加）

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平14教委規則4・旧第4条繰下・一部改正）

(会議)

第6条 協議会は、教育長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平14教委規則4・旧第5条繰下・一部改正）

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

（平15教委規則1・追加）

(報償金)

第8条 市長は、予算の範囲内において、委員に報償金を支給するものとする。

(平 29 教委規則 1 ・ 追加)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(平 2 教委規則 8 ・ 平 8 教委規則 9 ・ 一部改正、平 14 教委規則 4 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正、平 15 教委規則 1 ・ 旧第 7 条繰下、平 28 教委規則 4 ・ 一部改正、平 29 教委規則 1 ・ 旧第 8 条繰下)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 14 教委規則 4 ・ 旧第 7 条繰下 ・ 一部改正、平 15 教委規則 1 ・ 旧第 8 条繰下、平 29 教委規則 1 ・ 旧第 9 条繰下)

附 則

この規則は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年教委規則第 8 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年教委規則第 9 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年教委規則第 4 号)

この規則は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年教委規則第 1 号)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の入間市同和教育推進協議会規則第 3 条の規定により委嘱されている委員は、改正後の入間市人権教育推進協議会規則第 3 条の規定により委嘱された委員とみなす。

附 則 (平成 28 年教委規則第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。

○入間市人権教育推進協議会専門部会細則

(設置)

第1条 この細則は、入間市人権教育推進協議会規則（昭和49年教委規則第1号）第7条の規定に基づき、入間市人権教育推進協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を置き、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 人権教育推進に関する専門的事項について調査審議するため、次の専門部会を置く。

(1) 同和教育部会

(組織)

第3条 専門部会は、入間市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）委員の中から5名以内をもつて組織し、委員は会長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門部会の委員が協議会委員の職を失ったときは、委員の職を失う。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、部会長が招集し、部会長が会議の座長となる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この細則は、平成15年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年7月6日から施行する。

協議事項（１）正副会長の選出について

役 職	氏 名	前 任 者（任期）	備 考
会 長		齋 藤 俊 明 (令和４年度～令和５年度)	
副 会 長		吉 田 穂 高 (令和５年度)	

協議事項（２）専門部会委員の選出について

氏 名	前 任 者（任期）	備 考
	吉 田 穂 高 (令和４年度～令和５年度)	
	有ヶ谷 かおり (令和５年度)	
	鈴 川 通 久 (令和４年度～令和５年度)	
	橋 野 弘 美 (令和４年度～令和５年度)	
	宮 澤 聖 二 (令和４年度～令和５年度)	

協議事項（３）広報紙「人権いるま」第３号の作成について

（１）発行の目的

人権教育をテーマにした広報紙を発行することで、広く市民に、人権問題や人権教育について関心を持つ機会を作ることを目的とする。広報紙を通して、市民に対する人権問題への啓発、人権意識の高揚を図る。

（２）内容

- ・人権標語、人権作文の紹介
- ・人権教育に関する記事
- ・人権教育推進事業参加レポート（人権啓発講座・人権問題講演会等）
- ・人権に関するトピックス
- ・人権啓発 DVD の紹介

（３）活用

- ・市役所・市内社会教育関係施設等に設置
- ・入間市公式 HP、公式 LINE 掲載
- ・各種会議で配付

（４）委員依頼事項

- ・掲載内容のチェック
- ・掲載する人権標語、人権作文の選定
- ・人権教育推進事業に参加いただき、レポートを提出

（５）発行までの流れ

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第１回会議 | ・掲載内容のテーマ・構成の確認
・レポート担当者の選定 |
| 第２回会議 | ・掲載する人権標語・作文の選定
・掲載内容のチェック |
| 第３回会議 | ・掲載内容の最終校正 |

報告事項（１）令和６年度人権教育推進事業計画について

社会教育課における人権教育推進事業計画

実施時期	事業名	事業内容	昨年度実績
7月～2月 (各校年 2回程度)	家庭教育学級	①主催：入間市教育委員会・入間市PTA連合会 ②実施主体：各小中学校単位PTA ③対象：PTA会員及び家庭教育学級受講生	80講座実施
7月26日 (金)	西部地区人権教育実践報告会	①主催：埼玉県・埼玉県教育委員会他 ②対象：学校教育・社会教育関係者 ③会場：入間市産業文化センター ④内容：全体会及び分科会形式による実践報告	入間市より 17名参加
8月3日 (土)	人権問題講演会 (平和を考える講演会)	①主催：入間市・入間市教育委員会 ②対象：どなたでも ③会場：入間市博物館 ④内容：広島で原爆を体験した方による講演	人権問題講演会(男女共同参画セミナー)136名参加
8月18日 (日) 8月20日 (火) 8月22日 (木)	夏休み人権映画会	①主催：入間市教育委員会 ②実施主体：社会教育課・公民館 ③対象：どなたでも ④内容：扇町屋公民館・東町公民館・東藤沢公民館を会場に人権映画を2本上映	延べ85名参加
8月	人権啓発用品の作製	人権啓発用品を作製し、事業などの参加者へ配布	ポケットティッシュ1,000個作製
9月	人権教育DVDの購入	人権啓発を進めるためにDVDを購入し、一般に貸出しを実施	「いじめ～それぞれの思いそれぞれの言い分～」
9月～ 12月	人権啓発講座	①主催：入間市教育委員会 ②実施主体：社会教育課、公民館 ③対象：どなたでも ④内容：「災害と人権」西武公民館、「犯罪被害者の人権」藤沢公民館、「同和問題」黒須公民館、「性的マイノリティ」金子公民館、「ケアラー」宮寺公民館	講座：「ヤングケアラー」「外国人の人権」「性的マイノリティ」「同和問題」「障害者の人権」延べ83名参加

5月～2月 (各校年 2回程度)	人権教育推進事業 (PTA)	①主催：入間市教育委員会・入間市PTA連合会 ②実施主体：藤沢小学校PTA 東町小学校PTA ③対象：PTA会員及び家庭教育学級受講生	藤沢北小学校PTA 黒須中学校PTA 延べ60名参加
3月	人権教育推進協議会広報紙「人権いるま」第3号の発行・配布	人権教育推進協議会にて作成した広報紙を発行し、市内施設等へ配布・ホームページ等へ掲載する。	第2号を令和6年3月に発行
3月	人権教育実践報告書の作成・配布	学校、PTA、公民館等で実施した人権教育推進事業の実践結果を報告書として作成し、市内施設等へ配布・ホームページ等へ掲載する。	令和5年度入間市人権教育実践報告書を作成・配布

学校教育課における人権教育推進事業計画

実施時期	事業名	事業内容	昨年度実績
6月～9月	①人権作文 ②人権標語	①人権侵害や差別の問題に正しく対処できる児童生徒の育成。 ②人権問題解決に向け、さまざまな差別の解消に役立つ人権標語を募集し、公開することでより多くの人の更なる人権意識の高揚に資することを目的とする。	①小中学校計 8379点 ②小学校 1122点 中学校 1093点
9月～11月 (全3回)	人権教育推進委員会	内容:委員によって指導案を検討し、小中学校で授業研究会を実施。人権教育の視点に立った児童生徒の主体的な学習活動を促す授業実践を通して指導資料を作成し、学校人権教育の充実を図る。	・小中学校別の人権学習指導案の検討作成 ・指導資料の作成と各校への配付(『入間市の学校教育』紙上にて)
7月26日 (金)	西部地区人権教育実践報告会	社会教育課事業計画参照	
7月～12月	人権教育研修会 ①フィールドワーク研修会 ②授業研究会	①対象:本研修未経験者 講師:部落解放同盟埼玉県連合会書記長 小野寺 一規 ②内容:人権感覚育成に関する授業研究(1回)	①7月28日(金)狭山市富士見集会所 ②10月31日向原中学校
1月16日 (木)	入間地区人権教育研究集会	①対象:令和6年のローテーションから9校参加(予定) ②会場:日高市文化体育館 ひだかアリーナ ③内容:人権教育研究集会運営委員会で決定	12月19日 三芳町文化会館(コピスみよし)
3月	人権教育実践報告書	社会教育課事業計画参照	

人権推進課における事業計画

(1)人権全般・同和問題関係

実施時期	事業名	事業内容	昨年度実績
毎月	人権相談	原則第2月曜日13時から16時に、総合相談支援室において人権擁護委員による人権相談を実施する。	年11回開催 相談件数:1件
5月～6月	人権問題啓発パンフレットの作製	人権問題の啓発パンフレットを作製。関係課等の窓口、人権関係事業で配布。	2,700部を作製配布
5月～9月	人権標語の募集事業	①主催:入間郡市同和対策協議会(県内の13市町で構成)教育委員会との共同事業。 ②標語募集対象:13市町の小学校5年生と中学校1年生。 ③目的:児童・生徒の人権意識の高揚を図る。 ④8月に人権標語の優秀・入選作品を決定・表彰し、標語作品を年間の様々な啓発活動で活用していく。	左記内容の通り実施。
5月・11月	街頭啓発活動	所沢人権擁護委員協議会入間部会による人権思想の普及活動。市民ホール及び農業まつりにて啓発物を配布。	人権啓発週間 パネル展
6月～9月	全国中学生人権作文コンテスト	次代を担う中学生が日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、毎年実施する。	市内公立中学校8校より 2,607編の応募があった。
11月8日	人権フォーラム	①主催: 部落解放同盟埼玉県連合会 ②日時・会場: 11月8日(金)・熊谷市文化創造館「さくらめいと」 ③目的: 行政・教育、企業、労組等の参加による、埼玉県内における同和問題解決の一環とする研修会(意見交換、討論等) ④内容: 様々な分野での同和問題に関する現状や解決に向けた取り組み等の研修(分科会形式で開催) ⑤参加協力: 分科会テーマの関係課に参加協力を依頼。	①左記内容と同様。 ②会場: 東松山市 ③入間市の参加状況 10名(市民生活部5名・教育部5名)

11月12日	入間郡市人権フェスティバル	①主催：入間郡市同和対策協議会（県内の13市町で構成）、部落解放・人権政策確立要求入間地区実行委員会 ②日時・会場：11月12日（火）・ウィズもろやま ③目的：人権の世紀と言われる21世紀を迎えて、差別や偏見のない明るい社会を実現するため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決に向けて人権意識の高揚を図る。 ④内容：人権問題講演会、詩の朗読、人権パネル展、人権啓発用品展示、集会所学習作品展、人権啓発ビデオ上映 他 ⑤県からの委託事業としての位置付けあり。 ⑥参加協力：毎年、各部・課に参加協力を依頼。	①左記内容と同様。 ②会場：三芳町 ③入間市の参加状況 12名（市民生活部2名、その他の部については各1名）
通年	人権教室	「いじめ」問題等について、人権擁護委員が講師となり、幼稚園児や小学生、中学生を対象に紙芝居やペープサート、人権啓発ビデオを活用し、発達段階に応じた授業を展開する「思いやりの心を育てる『人権教室』」、並びに「携帯電話会社等が実施する安全教室と連携した『人権教室』」を実施する。	下記のとおり、「人権教室」を実施した。 5月18日藤沢東小学校 6月8日金子小学校 6月30日金子小学校 9月25日東金子小学校 10月26日黒須小学校 令和6年 1月30日狭山小学校 1月30日藤沢北小学校

(2)男女共同参画関係

実施時期	事業名	事業内容	昨年度実績
6月24日 ～ 6月28日	「男女共同参画週間」パネル展 & 「LGBTQ」パネル展	①内容:男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」パネル展を開催します。併せて性的マイノリティに関する理解促進のため、「LGBTQ」パネル展を開催します。 ②日時・場所:6月24日～6月28日・市役所本庁1階展示コーナー	「男女共同参画」パネル展開催(6月26日～6月30日) 「LGBTQ」パネル展(12月12日～12月15日)
8月～9月	女性就労・キャリアアップ支援事業	①主催:入間市 ②対象者:市内在住・在勤の女性 ③目的:働く意欲を持つ女性が、自身のライフスタイルに応じて生き生きと働き、その能力を十分発揮できるよう支援し、女性が活躍できる社会の実現を目指す。 ④内容:就職支援セミナー・起業応援セミナー、ブラッシュアップ講座・キャリアアップセミナー等の開催	7月:再就職セミナー(全3回) 受講者24名 9月:起業セミナー(全2回) 受講者23名 11月:キャリアアップセミナー(全3回) 受講者33名
3月	ミモザコンサート & 講演会	国連が定める「国際女性デー」(3月8日)の啓発として、シンボルマークであるミモザを題したコンサートと女性支援に関する講演会を実施する。	令和6年3月9日 ミモザコンサート&グアテマラ女性たちの支援について 講演会 参加者約80名
未定	男女共同参画事業	男性の家事育児に関する講座を実施予定。	演題:『男女の役割の今と昔』 会場:入間市産業文化センター 講師:神田茜氏(講談師) 136名参加

通年	LGBTQ 講演会	①主催:入間市 ②対象者:市内小・中学校(今年度は西武小学校、東町小学校、野田中学校の3校で実施予定。) ③目的:男女共同参画社会の実現に向け、多様な生と性、性的マイノリティに関する理解促進を目的とし実施する。	7月27日(木) 西武小学校 7月28日(金) 東町小学校 11月15日(水) 西武中学校 令和6年 1月11日(木) 野田中学校 1月20日(土) 仏子小学校 講師: 細田智也氏
通年	女性のための個別就労相談	①目的:働く意欲を持つ女性が、自身のライフスタイルに応じて生き生きと働き、その能力を十分発揮できるよう支援する。 ②内容:キャリアカウンセラーによる個別就労相談、プランニングを行います。 ③原則第2・4火曜日	相談件数:48件
通年	女性の悩みごと相談	①目的:家族や子育ての悩みを抱える女性に対し相談を実施し、ストレス緩和や問題解決の援助を行う。 ②面接:毎週月曜日、金曜日 電話相談:毎週水曜日	面接相談:毎週月・金曜日 (438件) 電話相談:毎週水曜日 (329件)
通年	女性のための法律相談	①目的:生活の中でトラブルを抱える女性に対し法律相談を実施し、問題解決の援助を行う。 ②奇数月第3木曜日	奇数月第3木曜日 4月及び8月を除く(23件)
通年	性的マイノリティのための悩みごと相談	①目的:性的マイノリティの方、その家族等の生活の中での悩みについて相談を実施し、問題解決の援助を行う。 ②随時	相談件数:3人